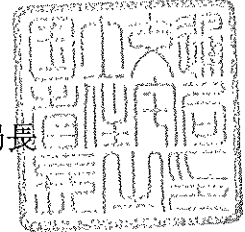


国住指第 1671 号  
平成 28 年 8 月 5 日

各関係団体の長 殿

国土交通省 住宅局長



建築物防災週間（平成 28 年度秋季）の実施について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、平成 28 年度秋季における建築物防災週間の実施につきまして、別添のとおり国土交通省及び特定行政庁において実施することといたしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

国住指第 1671 号  
平成 28 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長  
(公印省略)

建築物防災週間における防災対策の推進について (平成 28 年度秋季)

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、平成 28 年度秋季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成 28 年 8 月 30 日 (火) から 9 月 5 日 (月) まで

※報告率向上のための各県ごとの取組について、8 月 24 日 (水) までに、別紙 4 に記載のうえご提出いただきますようお願いいたします。

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 外壁材の落下防止対策等の調査及び是正指導の徹底

既存建築物における外壁材の落下防止対策及び広告板の落下防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、報告や是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第 9 条及び第 10 条の勧告、命令等による厳格な是正指導を

徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

## (2) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記(1)の調査において未報告、未対応の建築物や、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

## (3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

## (4) その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

## 3. 最近の防災・安全確保に関する取り組み

### (1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

住宅及び建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性及び重要性について、一層の周知に取り組むとともに、耐震診断、耐震改修等に係る補助事業、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく耐震改修計画の認定、耐震性に係る表示制度のための認定など、耐震化の円滑な促進のための取り組みを講じてください。住宅については、町内会等の地域コミュニティや建築関係団体等と協力して、街区単位で全戸訪問による普及啓発、一斉耐震診断等を実施するなど、集中的、重点的に取り組んでください。

また、耐震改修促進法に基づき耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物の耐震診断結果の公表にあたっては、地域における建築物の個別の状況や営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うとともに、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いとされた建築物の所有者等に対しては、耐震改修の実施に向け

たきめ細かな対応や必要な指導・指示を行うよう努めてください。

さらに、耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者等に対しても、耐震診断、耐震改修の実施に向けた必要な指導・指示を行うよう努めてください。特に学校、病院等の公共建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく災害時の機能確保の観点からも最優先で取り組んでください。

## (2) 既存建築物等に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

近年、外壁タイル、ひさし、外部廊下、天井、サッシ、看板及び看板メンテナンス用の梯子などの落下や、電気給湯器の転倒、防火シャッター、昇降機などを巡る事故など、既存建築物に関わる事故が発生しております。また昨年度においては、川崎市の簡易宿所火災や、広島市の飲食店火災により、多数の死傷者が生じたところです。

このような事故を未然に防ぐためには、建築物等の適正な維持保全が重要です。平成28年6月1日より施行された新たな定期報告制度においては、

- ① 安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物等については国が定期報告の対象に指定すること
- ② 随時閉鎖式の防火設備については、新たに創設する防火設備検査員が検査を行うこと

など、制度が見直されたところですので、建築物等の適正な維持保全及び定期報告制度の重要性について建築物等の所有者等に対し、広く周知するとともに、同制度の適正な運用に努めてください。

なお、特定行政庁より報告を受けた建築物事故の概要については、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/001108683.pdf>) に掲載しておりますので、参考にしてください。

また、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないものの所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

なお、昇降機については、平成28年2月に所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項等を取りまとめ「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について（平成28年2月19日付け国住指第3984号）において通知しておりますので、積極的な活用を働きかけください。

(3) 既設エレベーターの安全対策の促進について

平成 21 年 9 月 28 日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置等の安全対策が義務付けられていますが、既設エレベーターについても安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があるところです。国土交通省では、「戸開走行保護装置等の設置の促進について(平成 24 年 4 月 27 日付け国住指第 291 号)」で通知したとおり、安全対策の促進のため、エレベーターの安全装置に係るマーク表示制度など戸開走行保護装置等の設置促進策についてのご協力をお願いしたところです。また、「戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について(平成 24 年 11 月 6 日付け国住指第 3008 号)」を通知し、定期報告等の機会に既設エレベーター及び公的建築物等の所有者、管理者に対する戸開走行保護装置等の設置及びマーク表示の指導など、安全性の確保について協力を依頼しているところです。その他、安全対策の推進策として、社会資本整備総合交付金等による支援制度を掲げており、当該支援制度の枠組みが未整備の地方公共団体におかれましては、積極的に交付要綱を作成の上、当該支援制度の創設・運用等を通じ、既設エレベーターの安全対策の促進を図っていただくようお願いいたします。

(4) 遊戯施設の適正な運行管理の徹底

遊戯施設については、昨年度の埼玉県所沢市及び愛知県名古屋市内の観覧車において客席部分の扉を施錠しないまま運行した事例等、これまでも運行マニュアルどおりの手順を怠ったことによる事故等が発生していることから、各施設の所有者等に対し、「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き(平成 12 年 12 月 26 日付け建設省住指発第 932 号)」に基づく運行管理規定の遵守等による安全な運行を徹底する旨の指導を行うなど、今後の事故の再発防止に取り組んでください。

(5) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について(平成 22 年 10 月 20 日付け国住指第 2669 号)」により、解体工事における安全確保及び危害防止について周知徹底を図っているところですが、その後も解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第 90 条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて(平成 15 年 7 月 3 日付け国総建第 103 号、国住

防第3号)」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添1のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策(工事現場の危害防止)の推進について(平成23年8月24日付け国住防第4号)」等における危害防止策等の例について工事の施工者等に広く周知する等、必要な対策を講じてください。

(6) 民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握(以下「実態把握調査」という。)については、防災週間における防災対策の一環として、実施をお願いしているところですが、総務省行政評価局による「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—結果に基づく勧告(平成28年5月13日)」において、実態把握調査などが適切に行われていないものがみられるとされたところです。つきましては、平成28年5月17日付け国住指第4275号において通知したとおり、実態把握調査の適正化を図るとともに、アスベスト対策を実施していない建築物の所有者・管理者に対し、適切な指導に取り組んでください。

また、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を的確に把握し、その除去等の対策を推進するため、民間建築物所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むようお願いいたします。特に国の社会資本整備総合交付金による住宅・建築物安全ストック形成事業(アスベスト改修事業)の活用に向けて、以下の項目に取り組んでください。

- ① 小規模建築物を含む民間建築物を対象とした補助事業として、アスベスト改修事業を整備すること。
- ② 民間建築物所有者にアスベスト改修事業を周知すること。その際、アスベスト含有調査については平成29年度末、除去等については平成32年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期の対応を促すこと。
- ③ アスベスト台帳の整備を進めること。なお、アスベスト改修事業による台帳整備に関する経費に対する補助は、平成32年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期に整備を行うこと。
- ④ 台帳の整備に当たっては、延べ面積が1,000㎡以下の小規模民間建築物についても、積極的に把握すること。例えば、早期の対応を進める方法として、建築物の定期調査の項目として、吹付けアスベスト等の使用状況に関する内容が含まれていることから、定期報告を受けている建築物を優先的に台帳に位置づける方法等が想定される。

\*本年度中に、台帳整備及び小規模民間建築物を含めたアスベスト使用実態把握の進捗状況について調査を行うことを予定。

#### 4. 平成 28 年熊本地震を踏まえた対応について

今般の熊本地震においては、住宅だけでなく災害時に防災拠点となる地方公共団体の庁舎においても、耐震性の不足により大きな被害が発生したことが報告されています。住宅の耐震化、防災拠点となる庁舎の耐震化、ホテル・旅館の避難所としての位置付けの明確化など、地震に対する安全性の向上の取組みを促進するよう 6 月に各都道府県へ通知をしており、今後南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念される中で、大地震の発生に備え、住宅・建築物の耐震化をより一層強力に進めてください。

また、熊本地震においては、各地方公共団体からのご協力により、迅速かつ適確に被災建築物の応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施することができたところです。発災後に避難所で生活する被災者の早期帰宅を促す観点から、被災地においては応急危険度判定を迅速に実施する体制を確保することが重要となりますが、都道府県等は判定士だけでなく、判定士の支援や指導を行う判定コーディネーターの確保や、応援判定士の移動手段や宿泊場所の確保など、具体的な受け入れ計画等を明記した震前計画を整備し、災害時に円滑な判定活動が行うことができるように努めてください。

#### 5. 建築物防災週間の実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙 1-1、1-2、2 及び 3 を平成 28 年 10 月 21 日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。作業に当たっては以下の点にご留意ください。なお、ご提出いただいた実施結果並びに各地方公共団体における督促及び指導の状況は、取りまとめ次第、公表する予定です。

- ・外壁材の落下防止対策に関する調査は、既に平成 28 年 1 月 20 日付け事務連絡（別添 2 参照）にてご案内のとおり、本調査より各調査時点において竣工後おおむね 20 年以上経過している建築物が対象となります。
- ・別紙 1-1 については、特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙 1-2、2 及び 3 については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。
- ・2. (1) で実施していただく各種調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取組みを行い、これらの取組み内容等を別紙 1-1 に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

6. 被災建築物の応急危険度判定に関する震前計画の策定状況について

熊本地震における対応を踏まえ、全国各地において応急危険度判定が必要になった場合に、あらかじめ判定の実施計画を策定しておく必要性が高いものと考えますが、今後、計画の充実を図るため、現時点における計画の策定状況や概要について整理し、その情報を共有したいと考えております。つきましては、別紙5-1及び5-2に該当する事項を記入の上、平成28年10月21日（金）までにご提出いただきますようお願いいたします。

7. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 松原

電話 03-5253-8111 (内線 39569)



## 工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
  - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
  - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
  - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破碎すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずること。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。